

【参考資料1】

障害種別の一元化による新たな施設体系

入・通所の別	施設の名称	施設の種別	サービスの種類・体系	改正前の障害児施設
入所	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障害児の保護、日常生活の指導及び知識技能の付与	・知的障害児施設、盲ろうあ児施設、第2種自閉症児施設、肢体不自由児療護施設
		医療型障害児入所施設	知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」）に対して行われる治療	・肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、国立病院重症児病棟、第1種自閉症児施設（医療型）
通所	児童発達支援センター	福祉型児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・<u>放課後等サービス（新規事業）</u> ・<u>保育所等訪問支援（新規事業）</u> 	・知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、児童ディサービス、重症心身障害児（者）通園事業
		医療型児童発達支援センター	児童発達支援及び治療	・肢体不自由児通園施設

※「放課後等ディサービス」とは、就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業。

※「保育所等訪問支援」とは、児童発達支援センターの職員が保育所や障害児が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援等を行う事業。

【参考資料2】

児童福祉法・障害者自立支援法の改正で「変わること、変わらないこと」
 （法律施行の前日から引き続き重症児施設に入所している場合）

年齢	適用法律	実施主体	施設基準 職員配置基準	給付申請	支給要否の決定 等	支給決定	障害程度区分 の判定
満 18 歳未満	児童福祉法	都道府県	変更なし	既に給付決定を受けており、改めて申請する必要は無い	既に給付決定を受けており、改めて支給要否の決定は不要	既に給付決定を受けており、改めて支給決定は不要	なし
満 18 歳以上	障害者自立支援法	市区町村	重症者の特性に配慮した措置が検討される予定であり、変更が見込まれる	省略できる	省略できる	市区町村から支給決定通知書が交付される	省略できる